

# 第 1 編 総 則

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(根拠・参照法令：国民保護法第3条、第35条)

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

### 3 計画の特色

#### (1) 印西市の実情・特性にあった計画

本市は、千葉ニュータウン等複数の市街地とこれを囲む農地・農業集落の分布する田園地帯からなる、市街地と田園地帯が共存する地域であり、首都東京・筑波研究学園都市（茨城県）・成田国際空港（成田市）・幕張新都心（千葉市）方面を連結する幹線道路の交差部に位置していることや、また、東京都心部等市外への通勤・通学者が多いこと、千葉ニュータウン地域にはショッピングモールや各種大型店舗など集客施設の立地が進んでいることなどの地域特性がある。この計画はこうした地域特性を踏まえ策定した。

#### (2) 初動体制を充実

国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合の初動対応のため、初動体制の充実・確保を図った。

#### (3) 避難・救援等の記述を充実

高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者をはじめとして、市民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。

### 4 印西市地域防災計画との関連

この計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「印西市地域防災計画」の内容を参考とした。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと「印西市地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

### 5 計画の変更

（根拠・参照法令：国民保護法第 35 条、第 39 条）

#### (1) 計画の見直しと変更

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を

尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

## (2) 計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、千葉県知事（以下「県知事」という。）に協議の上、市議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める住居表示、組織名称、統計数値などの軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置の基本的な方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本的な方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

(根拠・参照法令：国民保護法第5条)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限るものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

(根拠・参照法令：国民保護法第6条)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

このため、市は、これらの手続を担当する部署を定めるなど必要な処理体制を確保するとともに、手続に関連する文書を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、市は、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等、配慮を払う。

### 3 国民に対する情報提供

(根拠・参照法令：国民保護法第8条)

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。このため、あらゆる広報手段を活用し、特に高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

(根拠・参照法令：国民保護法第3条)

市は、国、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と、国民保護措置に関し、国民の保護のための連携体制を踏まえ、広域に渡る避難や、NBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)による攻撃による災害に対応するための物資及

び資機材の提供など武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるように、平素から相互の連携体制の整備に努める。

## **5 国民の協力**

(根拠・参照法令：国民保護法第4条)

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助などについて協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、市は、国民への協力要請に当たり強制しないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

## **6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮**

(根拠・参照法令：国民保護法第7条)

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていること等、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## **7 高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮及び国際人道法の的確な実施**

(根拠・参照法令：国民保護法第9条)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などにおいて、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、安否情報の収集・提供、特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## **8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

(根拠・参照法令：国民保護法第 22 条)

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

市国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型は、県国民保護計画に準じて以下のとおりとする。

#### 1 武力攻撃事態の類型

(根拠・参照法令：国民保護法第2条)

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

類型	特徴	留意点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要



## 2 緊急対処事態の事態例

(根拠・参照法令：国民保護法第 172 条)

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態例を参考に以下に掲げる事態例を対象とする。

なお、市は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

分類	類型	事態例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物貯蔵施設等の爆破</li> </ul>
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> <li>・電力・通信施設等に対する攻撃</li> <li>・政治経済活動の中核（庁舎、交通施設等）に対する攻撃</li> </ul>
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。以下同じ。）等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入</li> </ul>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> </ul>

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について定める。

### 1 位置

本市は、千葉県北西部、東京都心部から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西部は柏市、我孫子市、白井市に、南部は八千代市、佐倉市、酒々井町に、東部は成田市、栄町に、北部は利根川を挟んで茨城県に接している。

### 2 地形

本市は、北部を利根川、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼に囲まれ、標高20～30m程の台地部と湖沼周辺の低地部から構成されている。台地部は、千葉ニュータウン事業により開発された市街地や山林、畑が広がっており、低地部は、恵まれた水辺環境により豊かな水田地帯が形成されている。また、台地部と低地部の境には、印旛沼や手賀沼などに流れ込む大小の河川の浸食作用によって枝状に形成された下総台地特有の谷津が広がり、里山と呼ばれる地域景観が見られる。

### 3 気象

本市の気象は、県南部と比べて、気候較差（寒暖の差）が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる。

年間平均降水量は、ここ数年の平均では、約1,500mm前後となっている。

一方、風については春から夏にかけては南西風が多いが、夏から秋にかけて北東風が、秋から冬にかけては北西風の頻度が高くなる。

### 4 人口分布

本市の人口は、平成27年1月末現在で、約9.4万人となっている。本市の人口は、千葉ニュータウン事業により、昭和59年から増加の一途をたどり、平成11年には6万1千人を超えるまでになったが、平成11年以降は微減又は横這い傾向となり、平成22年から再び増加傾向を示している。

平成22年からの主な人口増加要因は、千葉ニュータウン事業等の宅地開発によるものと、平成22年の市村合併によるものである。印西地区においては昭和59年の千葉ニュータウン中央駅圏の「木刈・内野地

区」などへの入居、本埜地区においては平成 8 年の印西牧の原駅圏の「滝野地区」への入居、印旛地区においては平成 12 年の印旛日本医大駅圏の「いには野地区」への入居が人口増の起点となっている。

年齢の構成としては県数値と比較して年少人口及び生産年齢人口の比率が高いが、年少人口の比率が減少傾向にあり、高齢者人口の比率が増加傾向にあることから、着実に少子高齢化が進行しているといえる。

## 5 道路

国道は市の北部を東西に国道 356 号が横断、市の中心部を北総鉄道に沿って東西に国道 464 号が横断している。

主要地方道は市川印西線、千葉竜ヶ崎線、千葉臼井印西線、佐倉印西線、船橋印西線、鎌ヶ谷本埜線の 6 路線、一般県道は印西印旛線、柏印西線、千葉ニュータウン北環状線、千葉ニュータウン南環状線、八千代宗像線の 5 路線が周辺都市や市内を結んでいる。

交通量は増加傾向にあり、特に国道 464 号、主要地方道市川印西線、主要地方道千葉竜ヶ崎線で多くなっている。

## 6 鉄道

市の北部を東西に J R 成田線が横断し、市内には木下駅、小林駅がある。また、北総鉄道が市の中央部を東西に横断しており、市内には千葉ニュータウン中央駅、印西牧の原駅及び印旛日本医大駅がある。平成 22 年 7 月には、成田スカイアクセスが開業したことで東京・成田への近接性が増し、利便性の向上が図られた。

乗車人員は J R 成田線の木下駅及び小林駅は減少傾向で推移し、北総線の千葉ニュータウン中央駅、印西牧の原駅、印旛日本医大駅の 3 駅は増加傾向で推移している。

## 7 本市における留意すべき特徴

本市において、安全保障上留意すべき事項については、概ね国及び県の示しているとおりにあるが、次に掲げる本市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

- (1) 利根川、手賀沼、印旛沼といった水域に囲まれている地理的特性から次のことに留意すべきである。
  - ① テロリスト等の潜入、潜伏が容易である。
  - ② 河川・沼等への毒物等混入が容易である。

(2) 本市の社会的特性から次のことに留意すべきである。

- ① 東京等への通勤・通学者が多いことから帰宅困難者の発生のおそれがある。
- ② 東京・成田国際空港・幕張新都心等を連結する幹線道路の交差点部に位置していることから、テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。また、東京や成田国際空港、幕張新都心が攻撃対象となった場合、避難者の流入が考えられる。
- ③ ショッピングモールや大規模小売店舗等の大規模集客施設があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ④ 利根川を挟んで茨城県と隣接していることから、避難誘導等に当たって広域的な連携も必要となる。

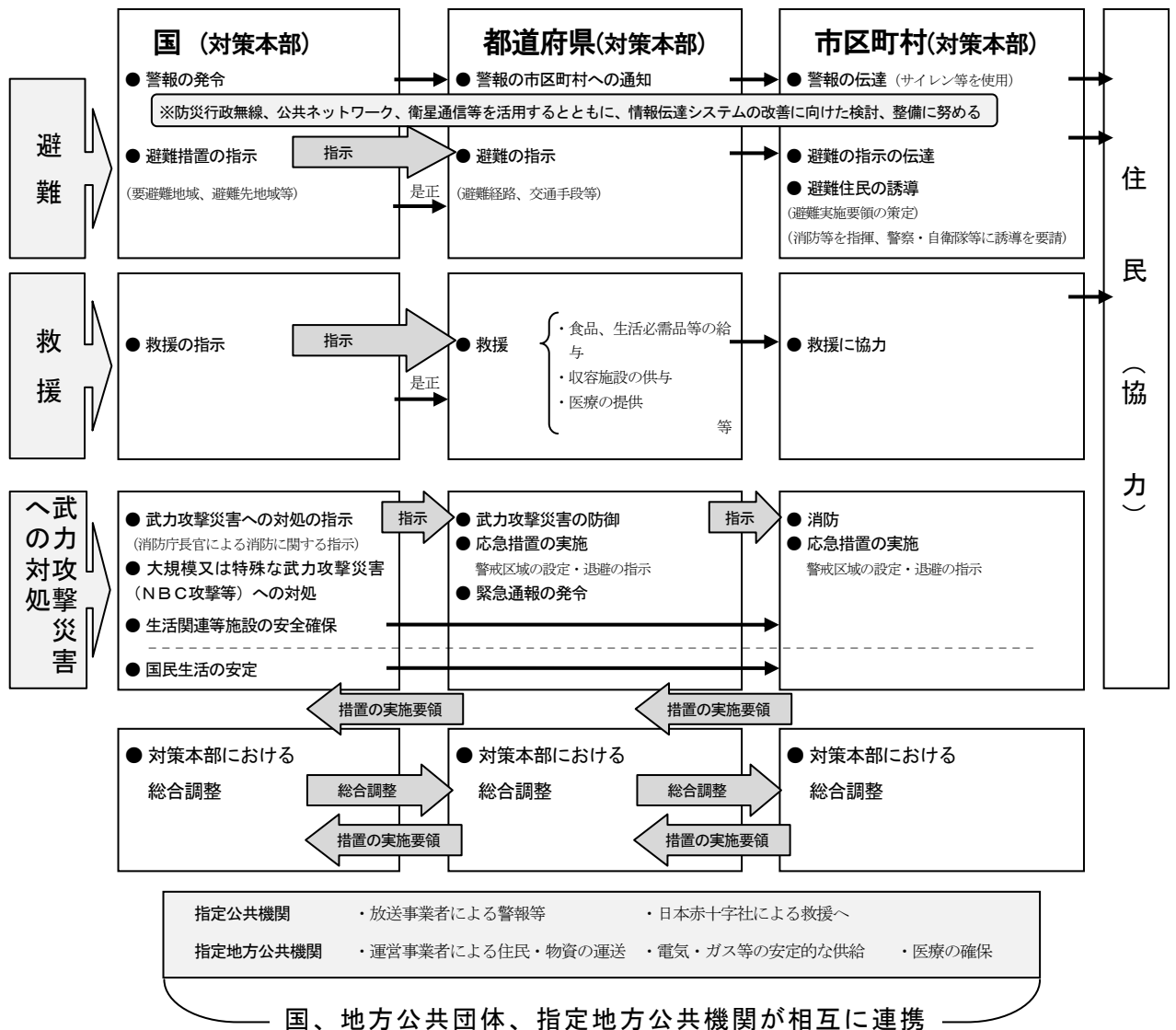
## 第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるように、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

(根拠・参照法令：国民保護法第16条、第172条)

※国、都道府県、市区町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



国民保護措置について、市、一部事務組合、県及び指定地方行政機関  
 その他関係機関は、概ね次に掲げる業務を処理することとされている。

なお、指定地方公共機関並びに関係機関の名称及び連絡先等は別途資料編にて整理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【一部事務組合】

機関の名称	事務又は業務の大綱
印西地区消防組合	1 消防に関すること 2 被災者の救出及び避難に関すること
印西地区環境整備事業組合	1 武力攻撃災害及び緊急対処事態における廃棄物処理に関すること 2 武力攻撃災害及び緊急対処事態における火葬に関すること
印西地区衛生組合	1 武力攻撃災害及び緊急対処事態におけるし尿処理に関すること
長門川水道企業団	1 水道施設の管理に関すること 2 応急給水等に関すること 3 武力攻撃災害及び緊急対処事態における防災活動に関すること
印旛郡市広域市町村圏事務組合	1 水道施設の管理に関すること 2 武力攻撃災害及び緊急対処事態における防災活動に関すること

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> </ol>
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol>
関東財務局 千葉財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の指示</li> <li>3 普通財産の無償貸付</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</li> </ol>
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援等に係る情報の収集及び提供</li> </ol>
千葉労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の雇用対策</li> </ol>
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</li> <li>2 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全
関東地方整備局 利根川下流河川事務所 千葉国道事務所	1 被災時における直轄河川公共土木施設の応急復旧 2 国道等の公共土木施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

#### 【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）

#### 【原子力規制委員会】

機関の名称	事務又は業務の大綱
原子力規制委員会	1 原子力事業者及び地方公共団体が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言に関すること 2 その他原子力災害の発生又は拡大の防止に関する事務を総括すること

#### 【指定公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力



機関の名称	事務又は業務の大綱
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業者	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援

【指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保

【その他の機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保